

西小学校跡地へ特別養護老人ホーム誘致を決定

平成24年度（平成25年3月末）で西小学校が学校統合により閉校となり、村有財産である小学校校舎は、今後、学校教育施設としては使用しないこととなります。そこで、村では、敷地等の利活用について、平成26年11月に「西小学校跡地検討委員会」を設置し、検討を行ってきました。

委員会では、村の高齢化が進む中で、高齢者のために利用するのが望ましいとの意見があり、審議の結果、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を誘致することに決定しました。

なお、村では委員会の決定を受け、地元である坂本地区の住民の皆さまを対象に、2月12日に説明会を開催し、ご理解をいただきました。

今後、特別養護老人ホーム誘致の進捗状況については、その都度広報誌等でお知らせします。

なお、旧西小学校体育館は、耐震化しており従来どおり社会体育施設および災害時の避難場所として、今後も活用していきます。

◎問合せ先 住民福祉課 福祉年金担当

☎82-1221

学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信課程の方にも含まれます。

学生納付特例の承認期間は 4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月始めに「学生納付特例申請書（はがき）」が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

* 学生以外の30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

* これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

住民福祉課 福祉年金担当 ☎82-1221

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

東秩父村出産祝い金

東秩父村ではお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、出産祝い金を支給します。

“お父さんまたはお母さんからの申請が必要です！”

◎支給対象者

平成27年4月1日以降に出産したお子さんを養育する父または母で、お子さんの出産日に1年以上村内に居住し、東秩父村の住民基本台帳に記載されていること。

◎支給金額

第1子 50,000円

第2子 100,000円

第3子以上 150,000円

◎申請手続き

出産祝い金受給資格認定申請書にご記入の上、役場住民福祉課へ申請してください。

（振込希望口座の預金通帳および認印を持参してください）

◎支払い方法

申請の際に指定された口座に振り込みになります。（申請受付後、支給の可否について通知します。その後、ご指定の口座に振り込みます）

◎申請期限

出産祝い金認定申請書は、お子さんの出産の日から60日以内に提出してください。

◎問合せ先

住民福祉課 福祉年金担当 ☎82-1221

平成27年度に戸籍の届出をされる方へお願い

国勢調査の実施年度のため、「厚生労働省による人口動態統計に基づく調査」の適用を受け、戸籍の届出には職業等の記入が必要です。皆様のご協力をお願いします。

期 間 4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

種 類 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

記載方法 届出書類の職業欄にご記入ください。

記入例：医師・教員など・・・「専門・技術職」

一般事務員など・・・「事務職」

販売店員・営業職従事者など・・・「販売職」

美容師・ホームヘルパーなど・・・「サービス職」

※死亡届には「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業もあわせてご記入ください。

※市区町村役場の窓口に「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い」（職業・産業例示表）がありますので、ご参照ください。

問合せ 住民福祉課 戸籍担当 ☎82-1221

住民基本台帳の閲覧が行われました

東秩父村住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱第14条第1項第1号及び第2号の規定により公表いたします。

・申 出 者 の 氏 名：セントラルコンサルタント株式会社
代表取締役社長 馬場直俊

・利 用 目 的 の 概 要：平成26年度埼玉県お墓に関する意識調査の対象者抽出

・閲 覧 年 月 日：平成26年7月30日

・閲覧に係る住民の範囲：東秩父村に在住の満40歳以上の男女